

半 期 報 告 書

(第103期中) 自 平成18年 4 月 1 日
至 平成18年 9 月30日

株式会社 愛 媛 銀 行

整備番号

5 0 3 0 4 4

第103期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 愛 媛 銀 行

目 次

	頁
第103期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	25
3 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1 【中間連結財務諸表等】	27
2 【中間財務諸表等】	61
第6 【提出会社の参考情報】	78
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月22日

【中間会計期間】 第103期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 中山 紘 治 郎

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画広報部長 石 丸 正 信

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号
株式会社愛媛銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 徳 丸 謙 一

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店
(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,574	20,970	22,489	41,934	44,725
連結経常利益	百万円	2,556	2,951	3,769	5,055	6,809
連結中間純利益	百万円	1,139	1,685	2,310		
連結当期純利益	百万円				2,144	3,309
連結純資産額	百万円	57,279	62,443	70,609	60,833	68,852
連結総資産額	百万円	1,552,377	1,552,567	1,619,912	1,598,802	1,621,119
1株当たり純資産額	円	384.36	417.54	441.59	407.54	431.63
1株当たり中間純利益	円	7.64	11.27	14.48		
1株当たり当期純利益	円				14.12	21.70
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.16	8.36	8.64	8.20	8.62
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,227	68,494	31,192	58,462	35,359
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,638	343	14,330	10,094	16,248
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	382	2,778	488	7,089	634
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	62,171	62,956	98,067		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				133,881	115,413
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,539 [288]	1,552 [301]	1,541 [301]	1,493 [299]	1,503 [302]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 連結純資産額は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)が適用されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から従前の「資本の部」に代えて「純資産の部」の合計額を記載しております。
4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	20,119	19,640	20,902	39,089	41,864
経常利益	百万円	2,505	2,865	3,618	5,167	6,645
中間純利益	百万円	1,127	1,669	2,201		
当期純利益	百万円				2,451	3,254
資本金	百万円	13,550	13,550	15,460	13,550	15,460
発行済株式総数	千株	149,817	149,817	159,817	149,817	159,817
純資産額	百万円	56,294	61,456	69,297	60,018	67,777
総資産額	百万円	1,548,964	1,548,652	1,613,203	1,595,952	1,616,286
預金残高	百万円	1,387,684	1,387,627	1,422,343	1,408,857	1,421,540
貸出金残高	百万円	1,190,626	1,181,048	1,241,980	1,153,507	1,217,534
有価証券残高	百万円	235,924	240,807	209,832	240,353	228,974
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	3.00	5.00	5.50
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.09	8.24	8.58	8.14	8.55
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,465 [268]	1,470 [280]	1,451 [280]	1,412 [276]	1,422 [282]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)が適用されたことに伴い、平成18年9月から従前の「資本の部」に代えて「純資産の部」の合計額を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関連会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間において、投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004は、当行の関連会社(持分法適用関連会社)から子会社(持分法適用非連結子会社)に変更となりました。

(2) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間において、有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合は、新たに当行の子会社(持分法適用非連結子会社)となりました。同社の概要は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容
(有)愛媛シップファイナンス	東京都千代田区	3百万円	特別目的会社	%	匿名組合出資(10百万円)債権回収等に係る手数料の受取

(注)特別目的会社に対して当行は、議決権がなく法律上の支配権はありませんが、匿名組合の損益をすべて享受している当行に実質的な支配権が帰属するものとみなし、当該匿名組合を子会社としております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務部門	コンピュータ・ソフト業務部門	リース等業務部門	クレジットカード業務部門	その他	合計
従業員数(人)	1,483 [297]	38 [-]	5 [1]	15 [3]	- [-]	1,541 [301]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員413人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,451 [280]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員373人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、愛媛銀行従業員組合と称し、組合員数は1,244人です。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

<金融経済環境>

上半期のわが国経済は、企業収益が拡大するとともに、雇用情勢にも改善の兆しが見えはじめたことから、景気は順調に回復を続けました。

愛媛県内の経済情勢は、業種間や地域間の格差が依然として大きいものの、好調な設備投資や個人消費の持ち直しを背景に、全体としては緩やかな回復傾向にあります。

一方、金融政策面では、7月に日本銀行がゼロ金利政策を約6年ぶりに解除したことから、金利は緩やかな上昇に転じています。

<経営方針>

経営の基本方針

当行は、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展とともに歩んでまいりました。

「ふるさとの発展に役立つ銀行」、「たくましく発展する銀行」、「働きがいのある銀行」を経営理念として、コンプライアンス体制の確立とリスク管理体制の強化及びディスクロージャーの充実を図り、連結子会社を含めて自己責任原則に基づく健全・堅実経営に徹し、安定した収益基盤の確立に努めております。

利益配分に関する基本方針

当行は、公共性の高い業種ということに鑑み、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当につきましても長期的・安定的に継続することを利益配分の基本方針としております。当中間期の配当につきましては、株主の皆さまの日頃からのご支援にお応えするため、1株当たり3円00銭（年間6円）とさせていただきます。

また、平成18年5月1日施行の会社法において配当に関する回数制限の撤廃が行われることとなりましたが、現在のところ、当行におきましては配当制度について特段の変更を予定しておりません。

投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

当行は、投資単位の引下げが、投資家層の拡大による長期安定的な株主の増加を図る有用な施策と認識しておりますが、現段階におきまして、その必要性があるとは考えておりません。今後、市場の要請や当行の業績、株価等について十分検討したうえで慎重に検討してまいります。

中長期的な経営戦略と目標とする経営指標

当行では、この4月から計画期間を3年間とする第12次中期経営計画をスタートさせました。「地域NO.1の金融サービスの提供」を経営指針に掲げ、「お客様ロイヤルティの追求」「ジョブロイヤルティの追及」「コーポレートガバナンスの強化」を基本方針とし、マーケティングの概念を取り入れ、お客様の利便性向上や行員の提案能力の強化、そして意欲と能力のある人材が活躍できるような制度面の充実などに積極的に取り組んでおります。

なお、第12次中期経営計画において最終年度の目標とする主な経営指標は次のとおりです。

<経営指標>	期間中の計数目標値
コア業務純益	140億円以上
不良債権比率	3%以下
自己資本比率（国内基準）	9%以上
OHR（コア業務粗利益ベース）	60%未満

<業績等>

預金・譲渡性預金は、新商品の投入など個人預金を中心に推進しました結果、前連結会計年度末比350億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆4,825億円となりました。また、投資信託等運用商品の充実に努めました結果、預り資産残高は前連結会計年度末比135億円増加し、当中間連結会計期間末残高は828億円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出を中心に積極的に対応しました結果、前連結会計年度末比246億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆2,391億円となりました。

有価証券は、ゼロ金利政策の解除による金利上昇に対応するため、債券ポートフォリオの見直しを実施しました結果、前連結会計年度末比192億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2,094億円となりました。

損益につきましては、引き続き中小企業向け貸出に注力し、資金の効率運用と投資信託の販売等に積極的に努めました。その結果、資金利益及び役務利益が増加し、経常利益は前年同期比8億18百万円増加して37億69百万円となり、中間純利益は当初予想を上回る23億10百万円を計上することができました。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業以外のセグメントの占める割合が僅少であるため特段の記載事項はございませんが、各連結子会社とも健全経営に徹し、グループ内でのそれぞれの役割、位置づけに基づく収益を計上しております。

自己資本比率（国内基準）は、当行単独で前年度末比0.03ポイント上昇し8.58%、連結で前年度末比0.02ポイント上昇し8.64%となりました。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにおける「現金及び現金同等物」の当中間連結会計期間末残高は、期首より173億46百万円減少しました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、貸出金の増加等を要因に311億92百万円の支出となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の売却を実施したことから143億30百万円の収入となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払により4億88百万円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は980億67百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

貸出金の増加を主因に、資金運用収支合計は前中間連結会計期間比3億65百万円増加して16億59百万円となり、役務取引等収支合計は投信販売手数料等の増加を主因に前中間連結会計期間比5億37百万円増加し8億68百万円となりました。その他業務収支は国債等債券売却損の増加等により前中間連結会計期間比8億13百万円減少し1億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,724	469		16,194
	当中間連結会計期間	15,947	612		16,559
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,220	777	7	16,990
	当中間連結会計期間	16,726	1,100	13	17,814
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	495	307	7	795
	当中間連結会計期間	779	488	13	1,254
役務取引等収支	前中間連結会計期間	290	40		331
	当中間連結会計期間	823	44		868
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,046	47		2,093
	当中間連結会計期間	2,320	51		2,372
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,755	7		1,762
	当中間連結会計期間	1,497	7		1,504
その他業務収支	前中間連結会計期間	799	141		941
	当中間連結会計期間	3	132		128
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	966	141		1,108
	当中間連結会計期間	1,462	132		1,594
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	166			166
	当中間連結会計期間	1,465			1,465

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

(業績説明)

資金運用勘定平均残高合計は、貸出金の増加を主因に1兆4,756億63百万円(前中間連結会計期間比263億99百万円増加)となり、うち国内業務部門は1兆4,398億61百万円(前中間連結会計期間比187億3百万円増加)、国際業務部門は666億27百万円(前中間連結会計期間比112億75百万円増加)となりました。運用利回りは、合計で前中間連結会計期間比0.07%上昇の2.40%、国内業務部門では前中間連結会計期間比0.04%上昇して2.31%となりました。資金調達勘定平均残高合計は、譲渡性預金平均残高の増加を主因に1兆4,874億31百万円(前中間連結会計期間比286億8百万円増加)となり、うち国内業務部門は1兆4,516億92百万円(前中間連結会計期間比208億35百万円増加)、国際業務部門は665億65百万円(前中間連結会計期間比113億52百万円増加)となりました。調達利回りは預金利回りの上昇等を主因に前中間連結会計期間比0.06%上昇して0.16%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,421,158	16,220	2.27
	当中間連結会計期間	1,439,861	16,726	2.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,119,138	14,488	2.58
	当中間連結会計期間	1,176,734	14,824	2.51
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	220	0	0.64
	当中間連結会計期間	262	1	0.92
うち有価証券	前中間連結会計期間	241,404	1,530	1.26
	当中間連結会計期間	209,319	1,426	1.35
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	26,450	0	0.00
	当中間連結会計期間	20,508	18	0.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	5,982	0	0.01
	当中間連結会計期間	2,150	1	0.10
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,430,857	495	0.06
	当中間連結会計期間	1,451,692	779	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	1,362,353	251	0.03
	当中間連結会計期間	1,350,824	430	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	30,391	9	0.06
	当中間連結会計期間	57,861	49	0.17
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	8,516	2	0.04
	当中間連結会計期間	9,905	2	0.05
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	22,900	160	1.39
	当中間連結会計期間	20,098	162	1.61

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
- 2 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めてあります。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間25,212百万円、前中間連結会計期間15,243百万円)を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	55,352	777	2.80
	当中間連結会計期間	66,627	1,100	3.29
うち貸出金	前中間連結会計期間	40,073	503	2.50
	当中間連結会計期間	52,267	680	2.59
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,813	6	0.70
	当中間連結会計期間	680	2	0.82
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	11,928	193	3.23
	当中間連結会計期間	12,716	328	5.15
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	55,213	307	1.11
	当中間連結会計期間	66,565	488	1.46
うち預金	前中間連結会計期間	27,898	261	1.86
	当中間連結会計期間	35,669	431	2.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。
- 2 「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間63百万円、前中間連結会計期間50百万円)を、控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,476,511	27,247	1,449,264	16,998	7	16,990	2.33
	当中間連結会計期間	1,506,488	30,825	1,475,663	17,827	13	17,814	2.40
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,159,212		1,159,212	14,992		14,992	2.57
	当中間連結会計期間	1,229,002		1,229,002	15,504		15,504	2.51
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	220		220	0		0	0.64
	当中間連結会計期間	262		262	1		1	0.92
うち有価証券	前中間連結会計期間	243,217		243,217	1,536		1,536	1.26
	当中間連結会計期間	210,000		210,000	1,429		1,429	1.35
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	38,379		38,379	193		193	1.00
	当中間連結会計期間	33,224		33,224	347		347	2.08
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	5,982		5,982	0		0	0.01
	当中間連結会計期間	2,150		2,150	1		1	0.10
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,486,070	27,247	1,458,823	803	7	795	0.10
	当中間連結会計期間	1,518,257	30,825	1,487,431	1,267	13	1,254	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	1,390,252		1,390,252	512		512	0.07
	当中間連結会計期間	1,386,493		1,386,493	862		862	0.12
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	30,391		30,391	9		9	0.06
	当中間連結会計期間	57,861		57,861	49		49	0.17
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	8,516		8,516	2		2	0.04
	当中間連結会計期間	9,905		9,905	2		2	0.05
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	22,900		22,900	160		160	1.39
	当中間連結会計期間	20,098		20,098	162		162	1.61

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間25,276百万円、前中間連結会計期間15,294百万円)を、控除して表示しております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益合計は投資信託販売手数料等の増加を主因に23億72百万円(前中間連結会計期間比2億79百万円増加)となりました。役務取引等費用合計は支払保証料等の減少に伴い15億4百万円(前中間連結会計期間比2億58百万円減少)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,046	47		2,093
	当中間連結会計期間	2,320	51		2,372
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	552			552
	当中間連結会計期間	797			797
うち為替業務	前中間連結会計期間	641	46		688
	当中間連結会計期間	637	51		688
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	458			458
	当中間連結会計期間	459			459
うち代理業務	前中間連結会計期間	136			136
	当中間連結会計期間	159			159
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	44			44
	当中間連結会計期間	43			43
うち保証業務	前中間連結会計期間	11	0		12
	当中間連結会計期間	12	0		12
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,755	7		1,762
	当中間連結会計期間	1,497	7		1,504
うち為替業務	前中間連結会計期間	119	7		127
	当中間連結会計期間	118	7		125

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,356,565	30,311		1,386,877
	当中間連結会計期間	1,382,859	38,783		1,421,643
うち流動性預金	前中間連結会計期間	446,818			446,818
	当中間連結会計期間	503,648			503,648
うち定期性預金	前中間連結会計期間	904,045			904,045
	当中間連結会計期間	873,460			873,460
うちその他	前中間連結会計期間	5,702	30,311		36,013
	当中間連結会計期間	5,750	38,783		44,534
譲渡性預金	前中間連結会計期間	15,549			15,549
	当中間連結会計期間	60,934			60,934
総合計	前中間連結会計期間	1,372,115	30,311		1,402,427
	当中間連結会計期間	1,443,794	38,783		1,482,578

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めておりません。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,177,833	100.00	1,239,111	100.00
製造業	126,150	10.71	129,009	10.41
農業	2,839	0.24	2,798	0.23
林業	39	0.00	43	0.00
漁業	6,567	0.56	6,164	0.50
鉱業	463	0.04	398	0.03
建設業	101,004	8.58	101,770	8.21
電気・ガス・熱供給・水道業	186	0.02	192	0.02
情報通信業	4,282	0.36	4,825	0.39
運輸業	116,859	9.92	133,507	10.77
卸売・小売業	137,709	11.69	136,130	10.99
金融・保険業	35,260	2.99	35,003	2.82
不動産業	90,649	7.70	104,792	8.46
各種サービス業	148,969	12.65	169,161	13.65
地方公共団体	52,391	4.45	59,819	4.83
その他	354,456	30.09	355,492	28.69
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,177,833		1,239,111	

(注) 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。

当行には海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	84,759		84,759
	当中間連結会計期間	87,925		87,925
地方債	前中間連結会計期間	55,002		55,002
	当中間連結会計期間	36,430		36,430
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	53,979		53,979
	当中間連結会計期間	37,359		37,359
株式	前中間連結会計期間	41,555		41,555
	当中間連結会計期間	44,484		44,484
その他の証券	前中間連結会計期間	3,637	1,681	5,318
	当中間連結会計期間	3,246	51	3,297
合計	前中間連結会計期間	238,934	1,681	240,615
	当中間連結会計期間	209,446	51	209,497

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は国際業務部門に含めております。
2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,189	16,239	50
経費(除く臨時処理分)	10,088	10,548	460
人件費	5,703	5,826	123
物件費	3,761	4,052	291
税金	623	669	46
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		5,691	
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,100	5,691	409
一般貸倒引当金繰入額	1,211	199	1,012
業務純益	4,889	5,491	602
うち債券関係損益	17	836	853
臨時損益	2,023	1,872	151
株式関係損益	498	72	426
不良債権処理損失	2,676	2,195	481
貸出金償却	936	490	446
個別貸倒引当金繰入額	1,739	1,703	36
その他の債権売却損等		1	1
その他臨時損益	154	250	96
経常利益	2,865	3,618	753
特別損益	27	148	121
うち固定資産処分損益	31	88	57
税引前中間純利益	2,838	3,470	632
法人税、住民税及び事業税	1,332	2,153	821
法人税等調整額	164	884	720
中間純利益	1,669	2,201	532

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除されるものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.23	2.27	0.04
(イ)貸出金利回	2.55	2.49	0.06
(ロ)有価証券利回	1.25	1.35	0.10
(2) 資金調達原価	1.45	1.52	0.07
(イ)預金等利回	0.03	0.06	0.03
(ロ)外部負債利回	1.38	1.76	0.38
(3) 総資金利鞘	-	0.78	0.75

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は含めておりません。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		16.56	
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	20.03	16.56	3.47
業務純益ベース	16.05	15.98	0.07
中間純利益ベース	5.48	6.40	0.92

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,387,627	1,422,343	34,716
預金(平残)	1,391,145	1,387,121	4,024
貸出金(未残)	1,181,048	1,241,980	60,932
貸出金(平残)	1,162,798	1,231,975	69,177

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	981,083	976,336	4,747
法人	406,543	446,006	39,463
合計	1,387,627	1,422,343	34,716

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	291,600	285,943	5,657
住宅ローン残高	231,111	232,087	976
その他ローン残高	60,489	53,856	6,633

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	999,179	1,043,477	44,298
総貸出金残高	百万円	1,181,048	1,241,980	60,932
中小企業等貸出金比率	/ %	84.60	84.01	0.59
中小企業等貸出先件数	件	128,375	120,976	7,399
総貸出先件数	件	128,594	121,214	7,380
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.82	99.80	0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	118	773	114	561
保証	2,446	15,294	2,231	14,378
計	2,564	16,068	2,345	14,939

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	13,550	15,460
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	7,713	9,607
	利益剰余金	25,591	30,006
	自己株式()	104	134
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		478
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	150	164
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	46,901	54,625
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	7,300	6,543
	一般貸倒引当金	6,261	6,583
	負債性資本調達手段等	24,300	23,400
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	24,300	23,400
	計	37,861	36,527
うち自己資本への算入額 (B)	37,012	36,527	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	83,812	91,052
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	989,358	1,040,485
	オフ・バランス取引項目	12,433	12,948
	計 (E)	1,001,792	1,053,433
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.36	8.64

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年 9月30日	平成18年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	13,550	15,460
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	7,713	9,606
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	4,445	4,645
	その他利益剰余金		24,360
	任意積立金	17,823	
	中間未処分利益	2,471	
	その他		
	自己株式()	104	134
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		478
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	計 (A)	45,899	53,460
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	7,300	6,543
	一般貸倒引当金	6,238	6,544
	負債性資本調達手段等	24,300	23,400
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	24,300	23,400
	計	37,839	36,487
	うち自己資本への算入額 (B)	36,488	36,487
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	82,286	89,847
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	985,751	1,034,119
	オフ・バランス取引項目	12,433	12,948
	計 (E)	998,184	1,047,067
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.24	8.58

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	130	117
危険債権	165	263
要管理債権	269	138
正常債権	11,426	12,068

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

地域金融機関には地域経済活性化に貢献するため、地域金融機能の円滑化や、お客様本位の金融サービス・金融商品の提供を迅速かつ適切に行うことが求められています。

このような中、当行は94番目の店舗となる土居支店を7月にオープンするとともに、宇和島支店を新築移転いたしました。また、ますます多様化・高度化するお客様のニーズに適時・適切に対応するため、本年7月に当行初のインスタブランチ『V o c e（ボージェ）』をプレオープンし、休日営業や平日の時間延長に取り組むなど、お客様の目線にたった様々な試みを始めています。更に、愛媛FC応援定期預金を発売して、愛媛県のサッカーチームに支援金を贈呈するなど、地域経済の発展や生活・文化の向上のため、積極的な活動を行ってまいりました。

金融機関を取り巻く環境は、郵便貯金銀行の誕生や異業種からの銀行業への参入などにより、大きく変化することが予想されます。当行はお客様から『最初に相談される銀行』となるために、地域に根ざすという当行の伝統を大切にしながら、一方では従来の銀行の殻を破る積極的な挑戦を続けることで、地域とともに力強く発展してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、完成した新築、増改築は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		大阪 千里山社宅	大阪府吹田市	改修	社宅	2,143.00	1,648.59	18年6月
"		宇和島支店	愛媛県宇和島市	新築	店舗	1,135.13	954.74	18年7月
"		土居支店	愛媛県四国中央市	改修	"	904.00	278.04	18年7月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名	所在地	設備・内容	土地		建物	計	従業員 数(人)
					面積 (㎡)	帳簿価格 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	
当行		本店	愛媛県松山市	隣接地不動産 取得	196.37	40		40	
"		土居支店	愛媛県四国中央市	店舗取得	904.00	56	71	127	7

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	部門の別	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	本店営業部	愛媛県 松山市	改修	銀行業務	店舗	260	180	自己資金	18年4月	18年11月
"	VOCE 重信	愛媛県 東温市	"	"	"	10		"	18年6月	18年11月
"	大阪支店	大阪府 大阪市	賃借内装 設備	"	"	30		"	18年9月	18年10月
"	徳島支店	徳島県 徳島市	建替	"	"	未定		"	19年1月	19年7月
"	事務 センター	愛媛県 松山市	改修	"	事務 センター	37		"	18年9月	18年11月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	159,817,664	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式。
計	159,817,664	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日		159,817		15,460,883		9,606,381

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	9,989	6.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	9,144	5.72
株式会社 みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3 3	5,394	3.37
愛媛銀行行員持株会	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	3,748	2.34
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目1 8 2 4	2,999	1.87
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目2 6 1	2,795	1.74
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19-17	2,391	1.49
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1 - 5	2,367	1.48
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1 1 3	2,299	1.43
株式会社 大和証券グループ 本社	東京都千代田区大手町2丁目6 4	2,292	1.43
計		43,420	27.16

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,989千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,144千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,299千株

(5) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 329,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 157,853,000	157,853	同上
単元未満株式	普通株式 1,635,664		同上
発行済株式総数	159,817,664		
総株主の議決権		157,853	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、22千株(議決権22個)含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式731株が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	329,000		329,000	0.20
計		329,000		329,000	0.20

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が、3千株(議決権3個)あります。なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	435	445	489	509	504	501
最低(円)	401	387	407	456	474	467

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役人事教育部長	本田 元広	平成18年7月1日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

- 4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		64,669	4.16	100,001	6.17	116,206	7.17
コールローン及び買入手形		11,319	0.73	16,977	1.05	10,924	0.67
買入金銭債権				96	0.01	69	0.00
商品有価証券		238	0.02	247	0.02	325	0.02
有価証券	1,7	240,615	15.50	209,497	12.93	228,726	14.11
貸出金	2,3,4, 5,6,8	1,177,833	75.86	1,239,111	76.49	1,214,458	74.91
外国為替	6	1,483	0.10	980	0.06	1,378	0.08
その他資産	9	6,287	0.40	7,023	0.43	6,754	0.42
動産不動産	7,10 11,12	38,155	2.46			36,911	2.28
有形固定資産	7,10, 11,12			38,632	2.39		
無形固定資産				1,638	0.10		
繰延税金資産		14,853	0.96	12,798	0.79	12,098	0.75
支払承諾見返		16,068	1.03	14,939	0.92	14,363	0.89
貸倒引当金		18,955	1.22	22,034	1.36	21,097	1.30
資産の部合計		1,552,567	100.00	1,619,912	100.00	1,621,119	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,386,877	89.33	1,421,643	87.76	1,420,984	87.66
譲渡性預金		15,549	1.00	60,934	3.76	26,575	1.64
債券貸借取引受入担保金	7	20,319	1.31			39,182	2.42
借入金	13	19,118	1.23	21,441	1.33	19,658	1.21
外国為替		14	0.00	13	0.00	27	0.00
社債	14	13,000	0.84	13,000	0.80	13,000	0.80
その他負債	9	8,676	0.56	8,592	0.53	8,809	0.54
退職給付引当金		3,145	0.20	2,203	0.14	2,789	0.17
繰延税金負債		15	0.00	48	0.00	59	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	7,177	0.46	6,485	0.40	6,644	0.41
支払承諾		16,068	1.04	14,939	0.92	14,363	0.89
負債の部合計		1,489,963	95.97	1,549,303	95.64	1,552,095	95.74
(少数株主持分)							
少数株主持分		161	0.01			172	0.01
(資本の部)							
資本金		13,550	0.87			15,460	0.96
資本剰余金		7,713	0.50			9,606	0.59
利益剰余金		25,965	1.67			27,984	1.73
土地再評価差額金	10	9,045	0.58			8,289	0.51
その他有価証券評価差額金		6,273	0.41			7,633	0.47
自己株式		104	0.01			122	0.01
資本の部合計		62,443	4.02			68,852	4.25
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,552,567	100.00			1,621,119	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				15,460	0.96		
資本剰余金				9,607	0.59		
利益剰余金				30,006	1.85		
自己株式				134	0.01		
株主資本合計				54,939	3.39		
その他有価証券評価差額金				7,434	0.46		
繰延ヘッジ損益				0	0.00		
土地再評価差額金				8,055	0.50		
評価・換算差額等合計				15,490	0.96		
少数株主持分				179	0.01		
純資産の部合計				70,609	4.36		
負債及び純資産の部合計				1,619,912	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,970	100.00	22,489	100.00	44,725	100.00
資金運用収益		16,990		17,814		34,168	
(うち貸出金利息)		(14,992)		(15,504)		(30,230)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,537)		(1,430)		(2,932)	
役務取引等収益		2,093		2,372		4,414	
その他業務収益		1,108		1,594		2,475	
その他経常収益		777		708		3,666	
経常費用		18,019	85.93	18,720	83.24	37,916	84.78
資金調達費用		795		1,254		1,688	
(うち預金利息)		(512)		(862)		(1,089)	
役務取引等費用		1,762		1,504		3,197	
その他業務費用		166		1,465		434	
営業経費		11,220		11,543		22,377	
その他経常費用	1	4,072		2,953		10,217	
経常利益		2,951	14.07	3,769	16.76	6,809	15.22
特別利益		9	0.04	189	0.84	69	0.16
特別損失	2	45	0.21	166	0.74	1,164	2.60
税金等調整前中間(当期)純利益		2,915	13.90	3,791	16.86	5,714	12.78
法人税、住民税及び事業税		1,387	6.61	2,208	9.82	1,204	2.70
法人税等調整額		161	0.76	734	3.26	1,189	2.66
少数株主利益		3	0.01	7	0.03	10	0.02
中間(当期)純利益		1,685	8.04	2,310	10.27	3,309	7.40

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		7,713	7,713
資本剰余金増加高			1,893
増資による新株の発行			1,893
資本剰余金減少高			
資本剰余金中間期末(期末)残高		7,713	9,606
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		24,665	24,665
利益剰余金増加高		1,741	4,133
中間(当期)純利益		1,685	3,309
土地再評価差額金取崩額		55	823
利益剰余金減少高		441	814
配当金		373	747
役員賞与		38	38
自己株式処分差損		29	29
利益剰余金中間期末(期末)残高		25,965	27,984

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年 3 月31日残高(百万円)	15,460	9,606	27,984	122	52,929
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			478		478
役員賞与(注)			43		43
中間純利益			2,310		2,310
自己株式の取得				13	13
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金取崩額			233		233
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)		0	2,022	12	2,010
平成18年 9 月30日残高(百万円)	15,460	9,607	30,006	134	54,939

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年 3 月31日残高(百万円)	7,633		8,289	15,922	172	69,024
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						478
役員賞与(注)						43
中間純利益						2,310
自己株式の取得						13
自己株式の処分						0
土地再評価差額金取崩額						233
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	198	0	233	432	6	425
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	198	0	233	432	6	1,584
平成18年 9 月30日残高(百万円)	7,434	0	8,055	15,490	179	70,609

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利 益		2,915	3,791	5,714
減価償却費		926	1,278	2,099
減損損失			77	
貸倒引当金の増減()額		2,435	936	4,577
退職給付引当金の増減()額		380	585	736
資金運用収益		16,990	17,814	34,168
資金調達費用		795	1,254	1,688
有価証券関係損益()		515	764	3,125
為替差損益()		4	3	8
動産不動産処分損益()		43		1,112
固定資産処分損益()			163	
商品有価証券の純増()減		67	78	154
貸出金の純増()減		28,281	24,653	64,906
預金の純増減()		20,943	658	13,164
譲渡性預金の純増減()		870	34,359	10,154
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		225	1,783	765
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		815	1,142	105
コールローン等の純増()減		708	6,080	1,033
コマーシャル・ペーパーの純 増減()		997		997
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		24,469	39,182	5,606
外国為替(資産)の純増()減		87	398	191
外国為替(負債)の純増減()		632	14	619
資金運用による収入		17,041	17,351	34,215
資金調達による支出		753	1,041	1,713
その他		166	2,421	49
小計		68,380	30,044	35,169
法人税等の支払額		114	1,148	190
営業活動による キャッシュ・フロー		68,494	31,192	35,359

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		91,697	52,953	103,827
有価証券の売却による収入		17,195	49,819	39,222
有価証券の償還による収入		75,929	21,257	82,821
動産不動産の取得による支出		1,268		3,548
有形固定資産の取得による支出			3,767	
動産不動産の売却による収入		184		1,580
有形固定資産の売却による収入			519	
無形固定資産の取得による支出			544	
投資活動による キャッシュ・フロー		343	14,330	16,248
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金 の返済による支出		9,500		9,500
劣後特約付社債の 発行による収入		7,000		7,000
株式の発行による 収入				3,803
配当金支払額		372	475	746
少数株主への配当 金支払額		0	0	0
自己株式の取得に よる支出		14	13	33
自己株式の売却に よる収入		109	0	111
財務活動による キャッシュ・フロー		2,778	488	634
現金及び現金同等物 に係る換算差額		4	3	8
現金及び現金同等物 の増減()額		70,924	17,346	18,467
現金及び現金同等物 の期首残高		133,881	115,413	133,881
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		62,956	98,067	115,413

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社4社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー 子会社はすべて連結しております。</p>	<p>(1)連結子会社4社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー (2)非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社4社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 子会社はすべて連結しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社1社 会社名 投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 関連会社はすべて持分法を適用しております。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社 2社 会社名 投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より、上記匿名組合を新たに持分法適用範囲に含めております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>持分法適用の関連会社1社 会社名 投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 関連会社はすべて持分法を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社32,141百万円、連結子会社1,693百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社26,636百万円、連結子会社543百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社26,821百万円、連結子会社1,727百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(9)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(9)重要なヘッジ会計の方法 同左	(9)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。
	(11)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(11)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は70,429百万円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の出資金414百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,448百万円、延滞債権額は26,953百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は533百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金419百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,031百万円、延滞債権額は36,551百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は115百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の出資金336百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,853百万円、延滞債権額は34,681百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は310百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																				
<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,325百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,261百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,646百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>25,427百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,368百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>20,319百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは、先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,749百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は328百万円であります。</p>	有価証券	25,427百万円	預金	2,368百万円	債券貸借取引	20,319百万円	受入担保金		<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,676百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,375百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,104百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,737百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,779百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは、先物取引証拠金等の代用として、有価証券36,215百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は252百万円であります。</p>	有価証券	2,737百万円	預金	3,779百万円	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,793百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,638百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,801百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>43,055百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,417百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>39,182百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは、先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,965百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は326百万円であります。</p>	有価証券	43,055百万円	預金	2,417百万円	債券貸借取引	39,182百万円	受入担保金	
有価証券	25,427百万円																					
預金	2,368百万円																					
債券貸借取引	20,319百万円																					
受入担保金																						
有価証券	2,737百万円																					
預金	3,779百万円																					
有価証券	43,055百万円																					
預金	2,417百万円																					
債券貸借取引	39,182百万円																					
受入担保金																						

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、167,109百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が167,109百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、177,398百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が175,322百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、171,119百万円あります。このうち契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が169,353百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,947百万円下回っております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 19,350百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 1,461百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 0百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,094百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 19,041百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,918百万円下回っております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 19,253百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 その他経常費用には、貸出金償却1,050百万円及び貸倒引当金繰入額2,980百万円を含んでおります。 2 特別損失は、動産不動産処分損45百万円であります。	1 その他経常費用には、貸出金償却599百万円及び貸倒引当金繰入額1,894百万円を含んでおります。 2 特別損失は、固定資産処分損89百万円及び固定資産減損損失77百万円であります。	1 その他の経常費用には、貸出金償却3,909百万円、その他の債権売却損352百万円及び支援損41百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	159,817	-	-	159,817	
合計	159,817	-	-	159,817	
自己株式					
普通株式	302	28	1	329	単元未満株式の 買取及び売却
合計	302	28	1	329	

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	478	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	478	利益剰余金	3.00	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 64,669 定期預け金 84 その他の預け金 1,628 現金及び現金同等物 62,956	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 100,001 定期預け金 64 その他の預け金 1,870 現金及び現金同等物 98,067	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 116,206 定期預け金 84 その他の預け金 708 現金及び現金同等物 115,413

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4百万円 その他 0百万円 合計 4百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3百万円 その他 0百万円 合計 3百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1百万円 その他 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 百万円 減損損失 百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3百万円 その他 0百万円 合計 3百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2百万円 その他 0百万円 合計 2百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1百万円 その他 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 0百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 百万円 減損損失 百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5百万円 その他 0百万円 合計 5百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4百万円 その他 0百万円 合計 4百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1百万円 その他 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連結会計年度の支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	30	29	0		0
地方債	15,436	16,137	700	700	
短期社債					
社債					
その他					
合計	15,466	16,166	700	700	0

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	29,121	39,482	10,361	11,566	1,205
債券	176,234	176,364	129	1,734	1,604
国債	85,361	84,729	632	371	1,003
地方債	39,677	39,566	111	399	510
短期社債					
社債	51,195	52,068	872	962	89
その他	4,844	4,903	59	213	153
合計	210,200	220,750	10,550	13,514	2,963

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する可能性がないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	1,911
その他有価証券	
非上場株式	2,072
その他	414

(注) 1 その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。
 2 当中間連結会計期間において非上場株式4百万円を減損処理しております。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30	29	0
地方債	13,157	13,484	326
短期社債			
社債			
その他			
合計	13,188	13,514	326

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	28,652	42,249	13,596
債券	148,067	146,866	1,200
国債	88,652	87,895	757
地方債	23,810	23,272	537
短期社債			
社債	35,603	35,698	94
その他	2,654	2,764	110
合計	179,373	191,880	12,506

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は225百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する可能性がないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	1,661
その他有価証券	
非上場株式	2,235
その他	533

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	325	5

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	30	29	0		0
地方債	14,271	14,412	141	173	32
短期社債					
社債					
その他					
合計	14,301	14,441	140	173	33

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	28,329	44,398	16,068	16,532	463
債券	165,374	161,810	3,564	500	4,064
国債	86,716	84,338	2,377	39	2,417
地方債	33,267	32,045	1,222	68	1,290
短期社債					
社債	45,390	45,426	35	392	356
その他	3,497	3,833	336	345	9
合計	197,202	210,043	12,840	17,378	4,537

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式等については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される場合であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	39,222	3,352	341

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	1,711
その他有価証券	
非上場株式	2,208
出資金	462

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	15,474	75,555	70,639	16,153
国債	5,005	25,446	37,764	16,153
地方債	3,268	19,245	23,803	
短期社債				
社債	7,201	30,864	9,071	
その他	1,601	415		63
合計	17,076	75,970	70,639	16,216

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

該当事項なし。

前連結会計年度末

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,550
その他有価証券	10,550
()繰延税金負債	4,266
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,284
()少数株主持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	6,273

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,506
その他有価証券	12,506
()繰延税金負債	5,057
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,449
()少数株主持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	7,434

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,840
その他有価証券	12,840
()繰延税金負債	5,192
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,648
()少数株主持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	7,633

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項なし。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	4,850	4	4
	合計		4	4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので、当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	3,002	50	50
	合計		50	50

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	6,712	2	2
	合計		2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っているデリバティブ取引には、金利関連の金利スワップ取引、通貨関連の為替予約取引、株式・債券関連の先物取引、オプション取引等があります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取引の利用目的および取組方針

当行がデリバティブ取引を行う目的は、お客様の多様なニーズへの対応、当行自身の抱える各種リスクへの対応に大別されます。

デリバティブ取引を行うにあたっては、上記目的を達成するために最も効果的かつ効率的な取引を選択して限定的に実施することとしております。

(3) リスクの内容およびリスク管理体制

デリバティブ取引に伴う主なリスクは以下のとおりです。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約内容を契約どおり実行できなくなることで、当行が損失を受けるリスク

市場リスク：金利、有価証券および為替等の市場価格の変動により、取り引きしたデリバティブ商品の価値が下落するリスク

信用リスクにつきましては、取引相手ごとに信用供与枠を設定して厳格に管理するとともに、その信用供与枠を取引相手の信用度に応じて半年ごとに見直しております。

市場リスクにつきましては、業務運営方針のなかに、デリバティブについての管理基準を設定して厳格に管理するとともに、その業務運営方針を経営環境の変化に応じて半年ごとに見直しております。

なお、B I S 自己資本比率規制に基づいて算出される平成18年3月末の信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式による)は、540百万円(金利関連取引374百万円、通貨関連取引165百万円)であります。

(4) 定量的情報の補足説明

当行は、金利の変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っているほか、お客様の外貨預金・インパクト・ローン・輸出入取引等の外国為替取引に係る為替相場の変動リスクをヘッジする目的で先物為替予約を締結しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	3,017	235	61	61
	買建	2,769	227	64	64
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項なし。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	966
連結経常収益	20,970
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	4.60

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	1,284
連結経常収益	22,489
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	5.71

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	2,021
連結経常収益	44,725
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	4.51

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、全て本邦での取引であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	417.54	441.59	431.63
1株当たり中間(当期)純利益	円	11.27	14.48	21.70
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,685	2,310	3,309
普通株主に帰属しない金額	百万円			43
うち利益処分による 役員賞与金	百万円			43
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	1,685	2,310	3,266
普通株式の期中平均株式数	千株	149,491	159,504	150,484

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		64,639	4.17	99,999	6.20	116,183	7.19
コールローン		11,319	0.73	16,977	1.05	10,924	0.68
買入金銭債権				96	0.01	69	0.00
商品有価証券		238	0.02	247	0.02	325	0.02
有価証券	1,7	240,807	15.55	209,832	13.01	228,974	14.17
貸出金	2,3,4 5,6,8	1,181,048	76.26	1,241,980	76.99	1,217,534	75.33
外国為替	6	1,483	0.10	980	0.06	1,378	0.09
その他資産		3,157	0.20	4,599	0.28	3,418	0.21
動産不動産	7,10 11,13	34,008	2.20			32,223	1.99
有形固定資産	7,10 11,13			32,247	2.00		
無形固定資産				526	0.03		
繰延税金資産		14,437	0.93	12,510	0.77	11,685	0.72
支払承諾見返		16,068	1.04	14,939	0.93	14,363	0.89
貸倒引当金		18,556	1.20	21,733	1.35	20,797	1.29
資産の部合計		1,548,652	100.00	1,613,203	100.00	1,616,286	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,387,627	89.60	1,422,343	88.17	1,421,540	87.95
譲渡性預金		15,549	1.00	60,934	3.78	26,575	1.64
債券貸借取引受入担保金	7	20,319	1.31			39,182	2.42
借入金	12	16,948	1.10	16,838	1.04	17,055	1.06
外国為替		14	0.00	13	0.00	27	0.00
社債	14	13,000	0.84	13,000	0.80	13,000	0.81
その他負債	9	7,406	0.48	7,203	0.45	7,393	0.46
退職給付引当金		3,083	0.20	2,146	0.13	2,724	0.17
再評価に係る繰延税金負債	13	7,177	0.46	6,485	0.40	6,644	0.41
支払承諾		16,068	1.04	14,939	0.93	14,363	0.89
負債の部合計		1,487,195	96.03	1,543,906	95.70	1,548,508	95.81
(資本の部)							
資本金		13,550	0.88			15,460	0.96
資本剰余金		7,713	0.50			9,607	0.59
資本準備金		7,713				9,606	
その他資本剰余金		0				0	
自己株式処分差益		0				0	
利益剰余金		25,113	1.62			27,092	1.68
利益準備金		4,370				4,445	
任意積立金		17,792				17,792	
中間(当期)未処分利益		2,951				4,855	
土地再評価差額金	13	9,045	0.58			8,289	0.51
その他有価証券評価差額金		6,138	0.40			7,449	0.46
自己株式		104	0.01			122	0.01
資本の部合計		61,456	3.97			67,777	4.19
負債及び資本の部合計		1,548,652	100.00			1,616,286	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				15,460	0.96		
資本剰余金				9,607	0.60		
資本準備金				9,606			
その他資本剰余金				0			
利益剰余金				29,006	1.80		
利益準備金				4,550			
その他利益剰余金				24,455			
退職給与積立金				270			
固定資産圧縮積立金				37			
別途積立金				20,483			
繰越利益剰余金				3,664			
自己株式				134	0.01		
株主資本合計				53,939	3.35		
その他有価証券評価差額金				7,302	0.45		
繰延ヘッジ損益				0	0.00		
土地再評価差額金				8,055	0.50		
評価・換算差額等合計				15,358	0.95		
純資産の部合計				69,297	4.30		
負債及び純資産の部合計				1,613,203	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		19,640	100.00	20,902	100.00	41,864	100.00
資金運用収益		16,706		17,564		33,617	
(うち貸出金利息)		(14,889)		(15,433)		(30,048)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,530)		(1,426)		(2,918)	
役務取引等収益		1,908		2,176		4,012	
その他業務収益		245		443		591	
その他経常収益		781		717		3,642	
経常費用		16,775	85.41	17,283	82.69	35,219	84.13
資金調達費用		780		1,236		1,662	
(うち預金利息)		(512)		(862)		(1,089)	
役務取引等費用		1,739		1,505		3,157	
その他業務費用		150		1,202		355	
営業経費	1	10,183		10,546		20,021	
その他経常費用	2	3,922		2,791		10,023	
経常利益		2,865	14.59	3,618	17.31	6,645	15.87
特別利益		6	0.03	17	0.08	60	0.14
特別損失	3	33	0.17	165	0.79	1,152	2.75
税引前中間(当期)純利益		2,838	14.45	3,470	16.60	5,552	13.26
法人税、住民税及び事業税		1,332	6.78	2,153	10.30	1,122	2.68
法人税等調整額		164	0.83	884	4.23	1,175	2.81
中間(当期)純利益		1,669	8.50	2,201	10.53	3,254	7.77
前期繰越利益		1,225				1,225	
土地再評価差額金取崩額		55				823	
自己株式処分差損							
中間配当額						373	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						74	
中間(当期)未処分利益		2,951				4,855	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,460	9,606	0	9,607
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				
役員賞与(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金取崩額				
固定資産圧縮積立金取崩額(注)				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	15,460	9,606	0	9,607

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	4,445	17,792	4,855	27,092	122	52,038	
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	105		583	478		478	
役員賞与(注)			43	43		43	
中間純利益			2,201	2,201		2,201	
自己株式の取得					13	13	
自己株式の処分					0	0	
土地再評価差額金取崩額			233	233		233	
固定資産圧縮積立金取崩額(注)		1	1				
別途積立金の繰入額(注)		3,000	3,000				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	105	2,998	1,190	1,913	12	1,900	
平成18年9月30日残高(百万円)	4,550	20,790	3,664	29,006	134	53,939	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,449		8,289	15,739	67,777
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					478
役員賞与					43
中間純利益					2,201
自己株式の取得					13
自己株式の処分					0
土地再評価差額金取崩額					233
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	146	0	233	380	380
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	146	0	233	380	1,519
平成18年9月30日残高(百万円)	7,302	0	8,055	15,358	69,297

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) ソフトウェア 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,141百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,636百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,821百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	同左	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。</p>
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	—

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
_____	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。なお、当中間会計期間末における従来の資本の部に相当する金額は69,297百万円であります。</p>	_____

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 1,195百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,373百万円、延滞債権額は23,623百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は533百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,325百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の出資総額 1,625百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,031百万円、延滞債権額は33,534百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は115百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,676百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 1,195百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,809百万円、延滞債権額は31,455百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は310百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,793百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,855百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,646百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 25,427百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,368百万円 債券貸借取引 20,319百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券34,749百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は322百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、152,530百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が152,530百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,358百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,104百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,737百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,779百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,215百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は252百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,068百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が153,992百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,369百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,801百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 43,055百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,417百万円 債券貸借取引 39,182百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,965百万円を差し入れております。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,814百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が155,048百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>つけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>
<p>10 動産不動産の減価償却累計額 19,296百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 18,995百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 19,202百万円</p>
<p>11 動産不動産の圧縮記帳額 1,461百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額0百万円)</p>	<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>11 動産不動産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p>
<p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,947百万円下回っております。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,094百万円下回っております。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,918百万円下回っております。</p>
<p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 290百万円 その他 66百万円 2 その他経常費用には、貸出金償却936百万円及び貸倒引当金繰入額2,951百万円を含んでおります。 3 特別損失は、動産不動産処分損33百万円であります。	1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 258百万円 その他 85百万円 2 その他経常費用には、貸出金償却490百万円、貸倒引当金繰入額1,903百万円及び株式等償却225百万円を含んでおります。 3 特別損失は、固定資産処分損88百万円及び固定資産減損損失77百万円であります。	1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 574百万円 その他 144百万円 2 その他経常費用には、貸出金償却3,685百万円、貸倒引当金繰入額5,796百万円及び株式等償却18百万円を含んでおります。 3 特別損失は、動産不動産処分損1,152百万円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	302	28	1	329	単元未満株式の 買取及び売却

(注) 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額(百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	-	270
固定資産圧縮 積立金	38	1	37
別途積立金	17,483	3,000	20,483

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,327百万円 その他 1百万円 合計 2,328百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 992百万円 その他 1百万円 合計 993百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,335百万円 その他 0百万円 合計 1,335百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 373百万円 1年超 962百万円 合計 1,335百万円 <p>(注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,742百万円 その他 1百万円 合計 2,743百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,030百万円 その他 0百万円 合計 1,030百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,712百万円 その他 0百万円 合計 1,712百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 475百万円 1年超 1,237百万円 合計 1,712百万円 <p>(注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,474百万円 その他 1百万円 合計 2,475百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,188百万円 その他 1百万円 合計 1,189百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,286百万円 その他 0百万円 合計 1,286百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 378百万円 1年超 908百万円 合計 1,286百万円 <p>(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
支払リース料 196百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 196百万円 減損損失 - 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	支払リース料 233百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 233百万円 減損損失 - 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	・当期の支払リース料 393百万円 ・減価償却費相当額 393百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成18年11月22日開催の取締役会において、第103期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 478百万円

1株当たりの中間配当金 3円00銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成18年5月19日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書である。

(2) 訂正発行登録書

平成18年5月19日関東財務局長に提出

平成18年5月19日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書である。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第102期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月29日関東財務局長に提出

(4) 訂正発行登録書

平成18年6月29日関東財務局長に提出

平成18年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正発行登録書である。

(5) 訂正報告書

平成18年8月8日関東財務局長に提出

平成18年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

(6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成18年8月8日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小川 洋 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 橋爪 輝義 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 17 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	國 健一	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 17 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小川 洋 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 橋爪 輝義 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 102 期事業年度の中間会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 17 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	國 健一	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 103 期事業年度の中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。